

独立行政法人勤労者退職金共済機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち勤勉手当については、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を参考とし、職務実績の評価等を考慮し、増額又は減額することを可能としているが、平成20年度の評価結果等を勘案した結果、増減措置は講じていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告を踏まえ、①賞与(期末勤勉手当)について、「期末手当」と「勤勉手当」に改編、②給与について0.4%引下げ、③賞与の支給率を期末手当・勤勉手当併せて0.25月引下げ
理事	人事院勧告を踏まえ、①賞与(期末勤勉手当)について、「期末手当」と「勤勉手当」に改編、②給与について0.4%引下げ、③賞与の支給率を期末手当・勤勉手当併せて0.25月引下げ
理事(非常勤)	該当者なし
監事	人事院勧告を踏まえ、①賞与(期末勤勉手当)について、「期末手当」と「勤勉手当」に改編、②給与について0.3%引下げ、③賞与の支給率を期末手当・勤勉手当併せて0.25月引下げ
監事(非常勤)	人事院勧告を踏まえ、給与について0.4%引下げ

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,471	千円 12,178	千円 5,134	千円 1,948 (特別調整手当) 209 (通勤手当)			
A理事	千円 13,553	千円 7,809	千円 4,385	千円 1,249 (特別調整手当) 109 (通勤手当)		12月31日	*
B理事	千円 3,067	千円 2,595	千円 0	千円 415 (特別調整手当) 57 (通勤手当)	1月1日		*
C理事	千円 12,240	千円 7,026	千円 3,945	千円 1,124 (特別調整手当) 145 (通勤手当)		12月31日	*
D理事	千円 2,770	千円 2,334	千円 0	千円 373 (特別調整手当) 62 (通勤手当)	1月1日		
E理事	千円 12,282	千円 7,026	千円 3,945	千円 1,124 (特別調整手当) 186 (通勤手当)		12月31日	*

F理事	千円 2,376	千円 1,926	千円 0	千円 308 (特別調整手当) 141 (通勤手当)	1月18日		
G理事	千円 12,260	千円 7,026	千円 3,945	千円 1,124 (特別調整手当) 165 (通勤手当)		12月31日	*
A監事	千円 6,653	千円 4,236	千円 1,709	千円 677 (特別調整手当) 30 (通勤手当)		9月30日	※
B監事	千円 5,515	千円 4,228	千円 559	千円 676 (特別調整手当) 51 (通勤手当)	10月1日		※
C監事 (非常勤)	千円 2,888	千円 2,888	千円 0	千円 0 (特別調整手当) (通勤手当)			

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する支給されるものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事	千円 4,955	年 4	月 0	20.6.30	1.0	独立行政法人評価委員会の決定による	*
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
監事	千円	年	月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」等を踏まえ、平成18年度以降5年間5%以上を基本として削減する中期目標、中期計画を達成するため、職員の適正な定員管理を行うとともに、社会一般の情勢等を踏まえ、適正な給与水準の維持に努め、平成21年度は平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準等を考慮して定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度により、その評価結果を反映させるように定めている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤勉手当の額は、職員の勤務成績に応じ、100分の10の範囲内で増額又は減額することができる仕組みとしている。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- 人事院勧告を踏まえた給与改定
- ① 特別都市手当（国の地域手当と同様のもの）を引上げ（10%→11%）
 - ② 給与について平均0.2%の引下げ
 - ③ 賞与の支給率を期末手当・勤勉手当併せて0.35月引下げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	194人	43.0歳	7,445千円	5,531千円	213千円	1,914千円
事務・技術	194人	43.0歳	7,445千円	5,531千円	213千円	1,914千円

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					

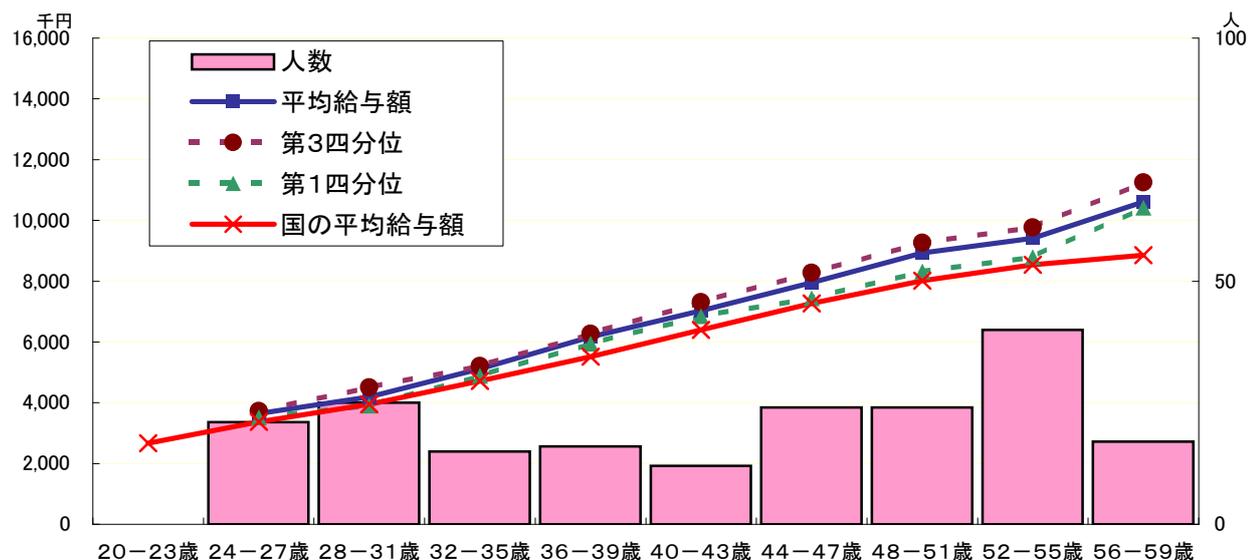
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	62.3	3,789	3,789	249	0
	8	62.3	3,789	3,789	249	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:医療職種、教育職種については、該当がないことから記載を省略しております。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部 部長	16	55.8	10,536	11,246	11,369
本部 課長	30	52.8	9,541	9,688	9,839
本部 課長代理	53	50.1	8,051	8,361	8,731
本部 係長	47	39.1	5,559	6,294	6,917
本部 主任	7	34.9	4,503	5,292	5,186
本部 係員	41	27.6	3,594	3,814	3,951

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	参事	副参事	主事	副主事	書記	書記補
標準的な職位		部長	課長	課長代理 ・係長・主任	主任	係員	係員
人員 (割合)	194	16 (8.2%)	30 (15.5%)	87 (44.8%)	20 (10.3%)	17 (8.8%)	24 (12.4%)
年齢(最高 ～最低)		59～49	57～46	58～35	36～30	32～26	29～24
所定内給与年額(最高 ～最低)		9,729～7,011	7,812～6,240	7,138～4,198	4,674～3,346	3,461～2,768	2,995～2,492
年間給与額(最高 ～最低)		13,624～9,665	10,784～8,369	9,509～5,785	6,226～4,503	4,574～3,725	3,934～3,355

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 64.1	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 35.9	% 36.9
	最高～最低	% 44.8～34.4	% 44.8～30.8	% 44.8～32.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.2	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 31.8	% 33.6
	最高～最低	% 37.0～33.4	% 33.2～29.9	% 35.0～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

111.0

対他法人(事務・技術職員)

104.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 111.0	
	参考	地域勘案 97.3 学歴勘案 110.8 地域・学歴勘案 98.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	年齢のみで比較した対国家公務員指数は111.0となっているが、給与水準の比較には地域手当を考慮する必要がある。 当機構の勤務地域は東京都特別区のみであり、地域勘案の指数でみると、97.3と国よりも低く抑えられている。	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 2.0% (国からの財政支出額 10,735百万円、支出予算の総額 535,282百万円：平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は2.0%と小さく、国に比べて給与水準の地域勘案の対国家公務員指数も、97.3に抑えられており、財政支出の割合及び給与水準を比較すると財政支出を増加させる要因となっていない。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 (平成20年度決算) 累積欠損額 中小企業退職金共済事業349,280百万円 林業退職金共済事業1,495百万円 (平成21年度決算) 累積欠損額 中小企業退職金共済事業195,647百万円 林業退職金共済事業1,401百万円</p> <p>【検証結果】 累積欠損金については、平成17年度に策定した「累積欠損金解消計画」に基づき、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、経費節減や加入促進などに努めている。平成20年度は、金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化という厳しい運用環境により、大幅なマイナス収益となったものの、平成21年度、制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、収益改善に努めた結果、20年度末時点の累積欠損金を大幅に減少することが出来た。 しかしながら、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、引き続き、中長期的観点から検証を行っていく必要がある。</p>	
	<p>【支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合について】 支出総額 510,073百万円、給与、報酬等支出総額 2,157百万円 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合 0.42%(21年度)</p> <p>【検証結果】 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合は極めて小さいものと考えられる。</p>	
	<p>【管理職の割合について】 国 14.32%(平成21年国家公務員給与等実態調査第3表行政職俸給表(一)6級以上の割合) 機構 23.71%(法人給与等実態調査(平成21年度分))</p> <p>【検証結果】 管理職の割合が高い理由は以下のとおりである。 ①人件費削減の観点から、退職者の補充としての新規採用を抑制していること。(平成16年度定員270人から平成21年度定員257人に削減 削減率4.8%) ② 当機構は、中小企業退職金共済事業、建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の四共済事業が統合してきた経緯があり、それぞれの退職金制度の運営に当たっては専門性が必要であること。</p>	
	<p>【大卒以上の高学歴者の割合について】 国 50.05%(平成21年国家公務員給与等実態調査)第3表行政職俸給表(一)大学卒の者の割合) 機構 56.7%(法人給与等実態調査(平成21年度分))</p> <p>【検証結果】 平成21年度における実態は上記のとおり、大卒以上の割合は国と比較して、ほぼ同程度である。</p>	

講ずる措置	<p>平成21年度における対国家公務員指数(年齢)は111.0と国家公務員を上回っているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、地域勘案の対国家公務員指数は97.3と国家公務員を下回っているところであるものの、平成22年度においても100を下回るよう引き続き適正な給与水準の維持に努めることとする。</p> <p>(参考)平成22年度に見込まれる対国家公務員指数(推計) 年齢勘案:106.7 年齢+地域+学歴勘案:96.0</p>
-------	---

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,879,505	1,962,252	△ 82,747	(△ 4.2)	△ 82,747	(△ 4.2)
退職手当支給額 (B)	360,246	400,719	△ 40,473	(△ 10.1)	△ 40,473	(△ 10.1)
非常勤役職員等給与 (C)	221,089	233,997	△ 12,908	(△ 5.5)	△ 12,908	(△ 5.5)
福利厚生費 (D)	323,449	336,826	△ 13,377	(△ 4.0)	△ 13,377	(△ 4.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,784,290	2,933,795	△ 149,505	(△ 5.1)	△ 149,505	(△ 5.1)

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」、対前年度比 △4.2% (新規採用抑制等による)
 - ・「最広義人件費」対前年度比 △5.1% (新規採用抑制等による)
 - ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
- ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。
 - ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、平成17年度を基準として5%以上の人件費削減を行う。
 - ③人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費について参考となる事項

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,148,430	2,081,082	2,018,865	1,962,252	1,879,505
人件費削減率 (%)		△3.1	△5.9	△ 8.7	△ 12.5
人件費削減率(補正值) (%)		△3.1	△6.6	△ 9.4	△ 10.8

IV 法人が必要と認める事項

「特になし。」